(ウ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒
(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒
(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒
(カ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒

実施艦等　自衛艦一隻
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

平成二十七年八月七日　防衛大臣　中谷　元

○防衛省告示第百四十九号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

日時　平成二十七年八月二十七日（予備、同月二十八日から同月三十日）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒
(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒
(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒
(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒
(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒
(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒
(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

実施艦等　自衛艦一隻
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

平成二十七年八月七日　防衛大臣　中谷　元

○防衛省告示第百五十号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

日時　平成二十七年八月二十七日（予備、同月二十八日から同月三十日）の〇六〇〇から一九〇〇まで
区域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒
(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒
(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒
(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦等　自衛艦一隻
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

平成二十七年八月七日　防衛大臣　中谷　元

○防衛省告示第百五十一号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

日時　平成二十七年八月二十七日（予備、同月二十八日及び同月二十九日）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分二一秒
(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

平成二十七年八月七日　防衛大臣　中谷　元

○防衛省告示第百五十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

日時　平成二十七年八月二十六日及び同月二十七日（予備、同月二十八日）の毎日〇六〇〇から一九〇〇まで
区域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四四秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四四秒
(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四四秒
(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四四秒

実施艦等　航空機四機
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

国会事項

衆議院

質問書提出

八月五日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ＴＰＰ交渉についての政府の見解等についての政府答弁に関する質問主意書（鈴木貴子提出）
ビザなし交流択捉島訪問に係る新聞報道についての政府答弁に関する第三回質問主意書（鈴木貴子提出）
ビザなし交流中止についての質問主意書に対する政府答弁に関する再質問主意書（鈴木貴子提出）
ロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を二〇一六年一月から禁止する法案が成立したことによる今後の政府の対応等に関する第三回質問主意書（鈴木貴子提出）

参議院

議案提出

八月五日議員から次の議案が提出された。

サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律案（川田龍平発議）（参第一四号）

質問主意書転送

八月五日次の質問主意書を内閣に転送した。

誰もがいきいきと働けるための環境整備に関する質問主意書（石上俊雄提出）（第二一二号）
自動車整備に係る諸問題に関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第二一三号）
自衛隊法第三条からの「直接侵略及び間接侵略に対し」の削除と専守防衛の関連に関する再質問主意書（藤末健三提出）（第二一四号）
集団的自衛権の行使に当たって国連安全保障理事会に報告された案件に関する質問主意書（藤末健三提出）（第二一五号）
切れ目のない安全保障法制の整備に関する質問主意書（藤末健三提出）（第二一六号）
中国の台頭と国防費の増加への対応に関する質問主意書（藤末健三提出）（第二一七号）
米軍等の部隊の武器等防護に関する質問主意書（藤末健三提出）（第二一八号）
感染症の感染拡大時における危機管理に関する質問主意書（薬師寺みちよ提出）（第二一九号）